

「携帯電話市場における競争政策上の課題について」(概要)

- ★ 独占禁止法上問題となり得る行為
- ☆ 競争政策上望ましい行為

携帯電話市場について、総務省による一連の取組を踏まえ、MVNOの新規参入促進を中心に競争政策上の課題を検討。(MNO, MVNO, 販売代理店, 中古端末販売店, 端末メーカー等からヒアリングを実施。)

通信役務市場の競争

〔各社料金プランが横並びとなるような協調的寡占の色彩が強い市場〕(総務省)との指摘。)

◎通信契約と端末販売の分離

★ 端末価格を通信料金から大幅に割り引くといったMNOの販売方法の見直しが望ましい。

※注 上記販売方法は、MVNOの新規参入を阻害し、又はMVNOの事業活動を困難にさせる場合には、独占禁止法上問題となるおそれがある。

◎中古端末の流通促進(再掲)

★ 中古端末の流通を妨げることによりMVNOの新規参入を阻害し、又はMVNOの事業活動を困難にさせること。

◎端末へのSIMロック

★ 他のMNO、MVNOへの乗換え障壁(スイッチングコスト)となり得るため、SIMロックをしないことが望ましい。

◎期間拘束・自動更新付契約

★ 契約解除料はスイッチングコストとなるため、必要最小限にすること等が望ましい。

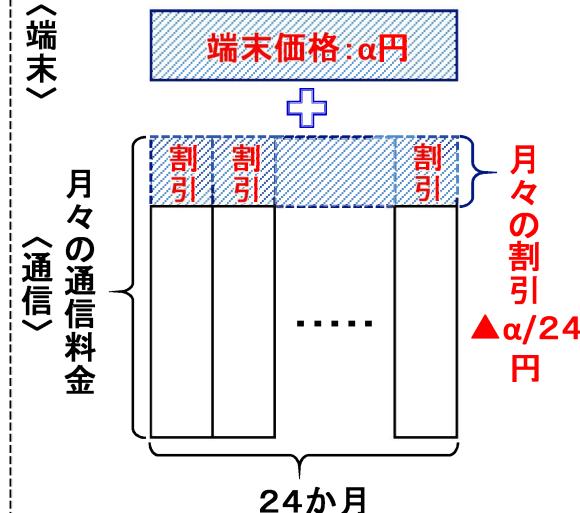
※注 MNOが、ユーザーに対して長期契約の割安料金を提示し、ユーザーが中途解約することが困難な程度に契約解除料を不当に高く設定する場合には、独占禁止法上問題となるおそれがある。

◎MNOの通信網等に対するアクセス

★ 通信サービスの多様化(例:独自の海外ローミングサービス、IoT対応サービスの提供)に資するMVNO独自のSIMの発行等を可能とするよう、MNOのHLR/HSSがMVNOに開放されることが望ましい。

※注 海外では、上記開放により独自SIMカードを発行する多数のフルMVNOが存在。

【実質ゼロ円】の仕組み
通信契約を2年間継続すれば
結果的にいわゆる「実質ゼロ円」となる。



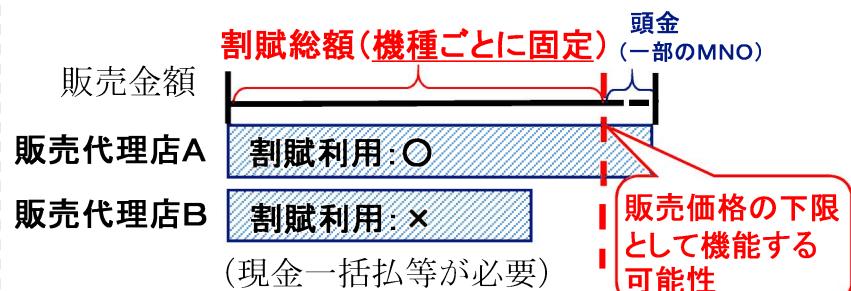
端末市場の競争

高額品に集中し、特定ブランドが過半を占めるなど諸外国と比べても特徴的な市場。

◎端末購入に係る割賦契約

★ MNOが端末購入に係る割賦契約の総額を機種ごとに固定することにより、実質的に販売代理店の端末の販売価格を拘束すること(割賦契約を利用した端末販売価格の拘束)。

※注 ほとんどのユーザーが割賦契約(MNOとの契約)により購入(端末の売買契約自体は販売店と締結)。



◎中古端末の流通促進

★ MNOが下取りした中古端末の国内での販売を端末メーカーが制限すること、MNO等が不当に高い価格で中古端末を購入すること等。

アプリ市場の競争

OS事業者が圧倒的位置。独立アプリ事業者の新規参入等が阻害されるおそれ。

◎端末のOSとアプリケーション

★ OS事業者が端末メーカー等に対して、ライセンス条件(有償、無償)として、自社アプリのデフォルト設定、ホーム画面への配置を義務付ける等により新規参入や技術革新を阻害すること。